

令和6年度

「健康づくり優良事業所」 認定制度のご案内

※令和5年度中の取組が評価されます



健康宣言!

社員の健康度をあげよう!

START

STEP UP

GOAL!

健康づくり
優良事業所

健康づくり
優良事業所
ゴールド

協会けんぽ福岡支部では、事業所さまの健康づくりの取組を後押しさせていただくことを目的に「健康づくり優良事業所」認定制度を実施しております。一定の基準を達成し、この認定を受けられた事業所さまには、**各種特典**をご用意しております。

特典1 認定証の贈呈



特典2 認定ロゴマークの使用

名刺やポスターに表示し、従業員の健康に配慮した事業所であることをPRできます。

特典3 住宅ローン特別優遇商品の利用【西日本シティ銀行】

西日本シティ銀行の「疾病保障付住宅ローン団体信用生命保険」にかかる保険料を金利上乘せなしで利用できます。

詳細はこちら



(2種類あり)

特典4 従業員の皆さままでご利用可能! 健康増進に役立つ特典

- ① スポーツクラブの利用料割引 (ルネサンス、エニタイムフィットネス)
- ② 最新精密体組成計 (INBODY) の利用料割引
- ③ 健康測定機器の無料レンタル (年度中貸出上限あり)
- ④ CT検査・MRI検査 (自費診療) の利用料割引

その他特典等詳細はこちらから



特典5 健康づくりに役立つ! 事業所さま向けのオンライン健康講習の提供

初回無料

デスクで簡単にできる運動講習や、職場でのメンタルヘルス対策等、従業員さまの健康づくりの一助としてオンラインで講習を受けることができます。定価55,000円のところ、初回は**無料**、2回目以降は33,000円(税込)でご利用いただけます。

(特典4・5は健康宣言実施事業所の共通特典です)



健康づくり優良事業所の認定基準

- ① 事業主以外の被保険者が1人以上いること
- ② 健康宣言事業所であること(「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録)
- ③ 生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上であること
- ④ 特定保健指導を利用していること
- ⑤ 健康保険委員の委嘱を受けていること
- ⑥ がん対策サポート事業所の登録をしていること(福岡県に登録)
- ⑦ 実績報告書を提出していること(協会けんぽが指定する項目をすべて記入)

登録方法はここから



登録方法はここから



※令和6年度の認定基準について

- ・②は令和5年9月30日までに登録が必要です。
- ・③④は令和5年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ・⑤は令和5年度末時点で委嘱されている必要があります。
- ・⑦は令和6年3月頃に当支部より送付いたします。



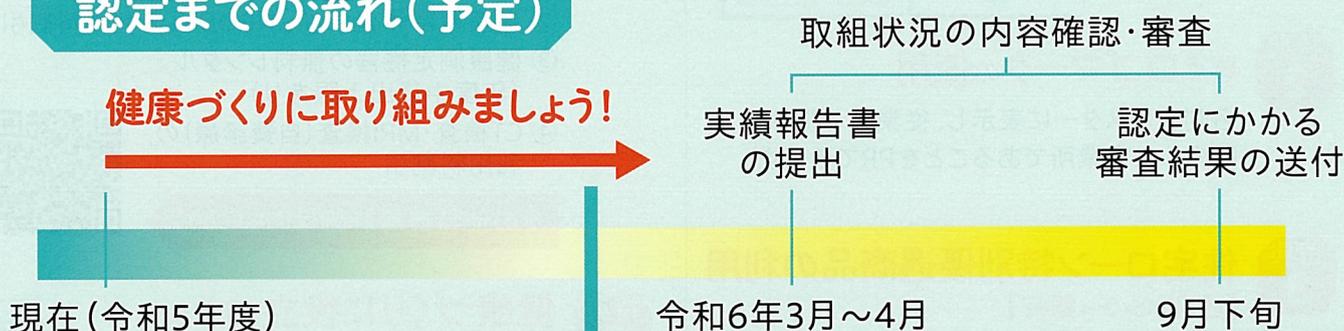
『令和6年度健康づくり優良事業所ゴールド』認定基準

上記①～⑦に加えて(⑦は回答内容を審査)

- 1 生活習慣病予防健診の受診率が80%以上
- 2 特定保健指導の利用率が50%以上

上記2点が認定条件として必須となります。
※認定基準内容は変更される可能性があります

認定までの流れ(予定)



3月頃、実績報告書「記入用」を送付します

- ・健康づくり優良事業所認定証とロゴマークデータを送付
- ・認定取得について求人票等へ掲載が可能となります

認定後、福岡支部広報誌やホームページ等で認定事業所としてご紹介させていただきます(令和6年度中)

お問合せ



全国健康保険協会 福岡支部 企画総務グループ 「健康宣言」担当
協会けんぽ

☎092-283-7621

音声ガイダンスに沿って、最初に「2」を、次に「5」の選択で、担当部署につながります